

子育てに関すること

離乳食教室

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611
金ケ崎町子育て支援センター ☎44-3365

赤ちゃんが5～6か月を迎える頃になると、離乳食のスタートです。年4回開催する離乳食教室では、季節の食材を活かした簡単に作れる離乳食づくり（授乳開始～完了期まで）を体験します。

- 【対象者】金ケ崎町内に住民登録をしているおおむね2歳までのお子さんと保護者等
- 【開催日】年4回（日程は金ケ崎町保健スケジュールをご確認ください。）
- 【内容】講話、実習、試食、ふれあい遊び体験他
- 【参加費】大人1人あたり150円（材料代として）
- 【持ち物】母子健康手帳、筆記用具、エプロン、三角巾、おんぶひも など
- 【申込み】開催日の1週間前まで

子育て相談

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

子育てについてお困りのこと、心配なこと（お子さんの発育・発達について、病気のこと、しつけの仕方、育てにくさを感じるなど）随時相談を受けつけています。一人で抱えこまずに相談してください。

- 【対象者】未就学のお子さんと保護者等
- 【相談日】月曜日～金曜日（祝日を除く）
- 【時間】午前8時30分～午後5時00分
- 【相談方法】電話または来所（家庭訪問も可）

おやこ交流DAY

保健センターを開放し、遊びや交流の場を提供しています。成長・発達に関する相談もできます。

★詳しくは44ページをご覧ください。

子育て相談（そだち・ことばの相談）

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

お子さんのそだち、ことばに関する相談に、岩手県立療育センターの職員が対応します。
※事前に予約が必要です。

- 【対象者】未就学のお子さんと保護者等
- 【開催日】年5回（日程は金ケ崎町保健スケジュールをご確認ください。）
- 【時間】午前10時～午後3時
- 【場所】金ケ崎町保健センター（西根鑑水53）
- 【申込締切】実施日4週間前まで

療育教室（チューリップひろば）

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611
金ケ崎町子育て支援センター ☎44-3365

お子さんのよりよい成長・発達を促すこと、お父さんやお母さんが一人で悩んだり焦ったりせず、子どもの姿をしっかり見つめて、よりよい関わりができるようにするための教室です。

ことばがあまり出ていない、物事に集中できない、お友達とうまく遊べないなどお子さんの発達などでお悩みのことがありましたら、一度ご相談ください。

- 【対象者】未就学のお子さんと保護者等

子どもの虐待に関する相談について、電話または面接で受け付けます。

◇児童相談所虐待対応ダイヤル
児童虐待かな…と思ったら ▶

いち はやく
☎ 1 8 9

※最寄りの児童相談所に
つながります。
通話料は無料です。

◇一関児童相談所 ☎0191-21-0560

◇子育て支援課 子育て支援係

午前8時30分～午後5時15分（平日）☎44-4611



▲ オレンジリボン
（子ども虐待防止のシンボルマーク）

児童虐待とは・・・

保護者や、保護者に代わる養育者などが、子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長・発達を損なう行為をいいます。

虐待は4つのタイプに大きく分けられます。

【身体的虐待】	【ネグレクト（養育の拒否・怠慢）】
<ul style="list-style-type: none"> ・殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶるなどの暴力 ・やけどを負わせる ・戸外に閉め出す など 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な衣食住の世話をしない ・同居人の虐待の放置 ・病気や怪我をしても病院に連れて行かない など
【心理的虐待】	【性的虐待】
<ul style="list-style-type: none"> ・大声や言葉による脅し、無視、拒否 ・子どもの前で家族に対して暴力をふるう（DV） ・兄弟間での差別扱い など 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの性的行為、性的行為を見せる ・性的関係を要求する ・ポルノグラフィの被写体にする など

「親子のための相談 LINE」

問

岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室
子ども家庭担当 ☎019-629-5457

子育てに対する不安や、親子関係についての悩みなど、子ども（18歳未満）とその保護者の方などからの相談を受け付けています。

相談料は無料で、匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）での相談も可能です。

ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

【対象者】 岩手県内にお住まいの子ども・保護者の方など

【受付時間】 平日（祝日を除く）8時30分から17時15分

【利用方法】 ①右記二次元コードの読み取り、又はLINEアカウントにて

「親子のための相談LINE」と検索し、友達登録します。

※厚生労働省が設置した全国共通アカウントです。

②「親子のための相談LINE」の説明を確認して、LINEトーク

画面上の「チャット相談する」ボタンをタッチします。

③お住まいの都道府県及び市町村を選択します。

④表示されたURLをタッチし、相談画面を開きます。

⑤必要情報を入力したうえで、相談を開始できます。



▲詳細、お問い合わせ専用
フォームはこちら
（県ホームページ）

保育施設等を利用せずに、生後8週間～満3歳未満のお子さんを家庭で子育てしている保護者に対して在宅子育て応援金を支給します。

【対象児童】 町内に住所を有し、保育施設等（認可外保育施設を含む）を利用していない、出生の翌日から起算して生後8週間～満3歳未満のお子さん

【対象者】 対象となるお子さんを同一住所で養育する保護者
 ※生活保護受給者や暴力団関係者などは対象外となります。
 ※対象乳幼児と同居する保護者が複数いる場合は、児童手当の受給者を支給対象者として優先します。

【支給額】 乳幼児1人あたり月額10,000円

【支給期間】 申請日または生後8週間を超えた日で、いずれか遅い方の翌月から、満3歳になる月まで
 ※各月1日生まれのお子さんは3歳の誕生日の前月分までとなります。
 ※期間中に町外に転出、保育施設等の利用決定を受けた場合は、その日をもって支給対象外となります。

【支給時期】 年2回

支給月	支給内容
10月	4月～ 9月分
翌年 4月	10月～翌年3月分

【申請方法】 申請が必要です。申請書を記入のうえ、子育て支援課に持参するか、郵送で提出してください。

申請書は、①子育て支援課窓口で配布、②乳児一般健康診査受診票及び予防接種の案内通知と共に送付、③町ホームページに掲載しています。

※毎年度申請が必要です。

【持ち物】 公務員など町から児童手当を受給していない方のみ、金融機関の口座を確認できるものが必要です。

【申請時期】 ①生後8週間を超えた日の月末まで
 ②転入された時、保育施設等を退所された時
 ③前年度に引き続き給付の対象となる方…毎年5月末日まで



▲町ホームページ

かねがさき赤ちゃんの駅

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

外出中の乳幼児を連れた保護者がおむつ替えや授乳などができる市町村に認められた施設を「赤ちゃんの駅」といいます。

全国的に設置が進められている取組みで、金ケ崎町においても乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため「かねがさき赤ちゃんの駅」を設置しております。ぜひ、お気軽にご利用ください。

- 登録施設は町ホームページに掲載しています。
- イベント等で利用できる移動式赤ちゃんの駅を貸し出しています。ご利用希望の際はお問い合わせ下さい。



◀登録施設にはこのマークが入ったステッカーやのぼりが掲示してあります。

「赤ちゃんの駅」一覧



◀町ホームページ

チャイルドシート兼 ジュニアシートの貸出

社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会

問

☎44-6060

社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会では、チャイルドシート、ジュニアシートの貸出を行っています。

貸出には申請が必要となります。

貸出申請を希望される方は、申請前に問合せを行ってください。

【料 金】

貸し出し期間	料金
1か月以内	1,000円
1～3か月以内	1,500円
3～6か月以内	2,000円

【貸出期間】 最長6か月まで

【対象年齢】 0歳児から利用可能

【相談・手続き】 貸出の相談および申請の手続きは金ケ崎町社会福祉協議会で行ってください。

【持ち物】 印鑑

